



## 災害救助法が適用された地域のご契約者さまへ

このたびの災害により被害を受けた皆さまへ心からお見舞い申し上げます。一日も早い復旧をお祈りいたします。

当社では、この度災害救助法を適用された地域の被災契約者さまのご契約につきまして、お申し出により下記の特別取扱をいたします。

### 記

1. 保険料払込猶予期間の延長：

お申し出により、保険料の払込を猶予する期間を最大6ヶ月間まで延長いたします。

2. 保険金の簡易迅速なお支払い：

お申し出により、必要書類の一部を省略する等により、簡易迅速なお取り扱いをいたします。

### 災害救助法の適用状況

○平成30年北海道胆振地方中東部を震源とする地震にかかる災害により適用

【平成30年9月6日適用】

北海道：阿寒郡鶴居村、旭川市、芦別市、虻田郡ニセコ町、虻田郡喜茂別町、虻田郡京極町、虻田郡倶知安町、虻田郡真狩村、虻田郡洞爺湖町、虻田郡豊浦町、虻田郡留寿都村、伊達市、磯谷郡蘭越町、雨竜郡雨竜町、雨竜郡沼田町、雨竜郡秩父別町、雨竜郡北竜町、雨竜郡幌加内町、雨竜郡妹背牛町、浦河郡浦河町、奥尻郡奥尻町、歌志内市、河西郡芽室町、河西郡更別村、河西郡中札内村、河東郡音更町、河東郡士幌町、河東郡鹿追町、河東郡上士幌町、樺戸郡浦臼町、樺戸郡月形町、樺戸郡新十津川町、茅部郡鹿部町、茅部郡森町、岩見沢市、岩内郡岩内町、岩内郡共和町、亀田郡七飯町、久遠郡せたな町、空知郡上砂川町、空知郡上富良野町、空知郡中富良野町、空知郡奈井江町、空知郡南富良野町、空知郡南幌町、釧路郡釧路町、釧路市、恵庭市、古宇郡神恵内村、古宇郡泊村、古平郡古平町、厚岸郡厚岸町、厚岸郡浜中町、広尾郡広尾町、広尾郡大樹町、江別市、根室市、沙流郡日高町、沙流郡平取町、砂川市、札幌市、三笠市、山越郡長万部町、士別市、枝幸郡枝幸町、枝幸郡中頓別町、枝幸郡浜頓別町、爾志郡乙部町、室蘭市、斜里郡斜里町、斜里郡小清水町、斜里郡清里町、寿都郡黒松内町、寿都郡寿都町、宗谷郡猿払村、十勝郡浦幌町、小樽市、松前郡松前町、松前郡福島町、上磯郡知内町、上磯郡木古内町、上川郡愛別町、上川郡下川町、上川郡剣淵町、上川郡上川町、上川郡新得町、上川郡清水町、上川郡鷹栖町、上川郡東神楽町、上川郡東川町、上川郡当麻町、上川郡比布町、上川郡美瑛町、上川郡和寒町、常呂郡訓子府町、常呂郡佐呂間町、常呂郡置戸町、新冠郡新冠町、深川市、瀬棚郡今金町、石狩郡新篠津村、石狩郡当別町、石狩市、積丹郡積丹町、赤平市、千歳市、川上郡弟子屈町、川上郡標茶町、

<お問い合わせ窓口>

アスモ少額短期保険株式会社  
契約サービスチーム

電話：0120-53-2610（平日10:00～18:00）



増毛郡増毛町、足寄郡足寄町、帯広市、足寄郡陸別町、滝川市、稚内市、中川郡音威子府村、中川郡池田町、中川郡中川町、中川郡美深町、中川郡豊頃町、中川郡本別町、中川郡幕別町、天塩郡遠別町、天塩郡天塩町、天塩郡豊富町、天塩郡幌延町、登別市、島牧郡島牧村、苫小牧市、苫前郡羽幌町、苫前郡初山別村、苫前郡苫前町、二海郡八雲町、日高郡新ひだか町、白糠郡白糠町、白老郡白老町、函館市、美唄市、標津郡中標津町、標津郡標津町、富良野市、北見市、北広島市、北斗市、幌泉郡えりも町、名寄市、網走郡大空町、網走郡津別町、網走郡美幌町、網走市、目梨郡羅臼町、紋別郡遠軽町、紋別郡興部町、紋別郡西興部村、紋別郡滝上町、紋別郡湧別町、紋別郡雄武町、紋別市、野付郡別海町、勇払郡むかわ町、勇払郡安平町、勇払郡厚真町、勇払郡占冠村、有珠郡壮瞥町、夕張郡栗山町、夕張郡長沼町、夕張郡由仁町、夕張市、余市郡仁木町、余市郡赤井川村、余市郡余市町、様似郡様似町、利尻郡利尻町、利尻郡利尻富士町、留萌郡小平町、留萌市、礼文郡礼文町、檜山郡厚沢部町、檜山郡江差町、檜山郡上ノ国町、

＜お問い合わせ窓口＞  
アスモ少額短期保険株式会社  
契約サービスチーム  
電話：0120-53-2610（平日10:00～18:00）